

特定非営利活動法人の設立の認証の取消について

平成31年2月14日

市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課

特定非営利活動促進法第43条第1項に基づき、3年以上にわたって事業報告書等未提出の1法人に対して、下記のとおり設立の認証を取り消しました。

不利益処分の内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し(平成31年2月14日決定)

不利益処分の理由となる事実

3年以上にわたって事業報告書等未提出

不利益処分の対象となる特定非営利活動法人

(1)名称：日本頭蓋療法学会

事務所所在地：岡山市東区城東台西三丁目9番9号

認証決定日：平成15年7月11日